

療育手帳のしおり

(令和8年4月1日現在)

見 附 市 健 康 福 祉 課
障 害 福 祉 係

見附市学校町2丁目13-30
(見附市保健福祉センター内)

TEL 61-1380
FAX 62-7052

もくじ

1. 障害者総合支援法による障害福祉サービス・地域生活支援事業2
2. 医療費の助成.....	3
3. 日常生活用具の給付(地域生活支援事業).....	3
4. 交通費助成・自動車関係	3
5. 公共料金等の助成.....	5
6. 手当・年金等の支給.....	6
7. 税金の軽減.....	8
8. 手をつなぐ育成会	9
9. 知的障害者相談員	9
10. 心身障害者扶養共済制度.....	9
11. ヘルプカード.....	10

療育手帳とは…

療育手帳とは、知的障害児（者）が福祉制度を利用しやすくしたり障害の状況を確認したりするために交付される手帳です。

手帳には「A」「B」二つの等級があります。

等級	程度
A	最重度～重度
B	中度～軽度

(1) 療育手帳の交付申請手続き

①交付申請 申請先：見附市 健康福祉課 障害福祉係 ☎61-1380
申請に必要なもの
・申請書・印鑑・写真1枚（縦4cm×横3cm最近撮影のもの）

②判定 判定場所：長岡児童相談所（長岡知的障害者更生相談所）
長岡市沖田1丁目237番地 ☎35-8500

※判定日時については児童相談所（更生相談所）から指定されます。

③手帳交付 交付場所：見附市 健康福祉課 障害福祉係

(2) 療育手帳の再判定

療育手帳では、数年ごとに再判定を行い障害の状況を確認します。

①再判定の通知 健康福祉課 障害福祉係から再判定の日時をお知らせします。

②再判定 判定場所：長岡児童相談所（長岡知的障害者更生相談所）

※ 定期の再判定のほか、障害の状況に変化があったと思われるときにも、申し出により再判定をすることができます。
長岡児童相談所（長岡知的障害者更生相談所）にご相談ください。

療育手帳の交付を受けると、次のような福祉制度をご利用いただけます。

1. 障害者総合支援法による障害福祉サービス・地域生活支援事業

●ホームヘルプ（居宅介護）

ご家庭で介護や家事などの日常生活の援助が受けられます。

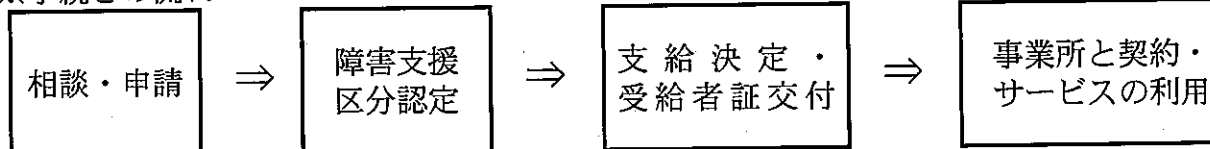
利用料金は1割の定率負担です。（非課税世帯は自己負担なし）

●ショートステイ（短期入所）

介護者が入院された時、旅行等で障害児者の介護ができない時、介護で疲れている時など、障害者支援施設に一時的にお預かりします。

利用料金は1割の定率負担です。（非課税世帯は自己負担なし）
その他、食費等の実費がかかります。

※手続きの流れ



申請から障害支援区分認定まで1～2か月かかります。お早めにご相談ください。

●移動支援

屋外での移動が困難な方に、外出時の円滑な移動を支援します。

利用料金は1割の定率負担です。（非課税世帯は自己負担なし）

●日中一時支援

通所により創造的な活動や、食事などのサービス提供を行います。

児童の放課後支援や、長期休暇時の支援も行います。

利用料金は1割の定率負担です。（非課税世帯は自己負担なし）
その他、食費等の実費がかかります。

☆窓口 健康福祉課 障害福祉係

上記以外にも様々なサービスがございます。
詳しくは健康福祉課 障害福祉係にお問い合わせください。

2. 医療費の助成

県障（重度心身障害児（者）医療費助成制度）

療育手帳「A」の交付を受けている方に医療費の一部を助成します。

所得制限があります。

下記の自己負担額を除いた額を助成します。

自己負担	外 来	1回 530円 医療機関ごとに月4回まで (5回目以降無料)	入 院	1日 1,200円
------	-----	--------------------------------------	-----	-----------

入院時の食事療養費は、保険者から「標準負担額減額認定証」を交付されている方のみ助成します。詳しくは各保険者へお問合せください。

※手続きに必要なもの

①申請書 ②療育手帳 ③「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」

④「マイナンバーカード」又は「マイナンバー通知カード」

☆窓 口 健康福祉課 障害福祉係

3. 日常生活用具の給付

知的障害児・者の家庭生活、社会生活の自立を助け、介護者の負担を軽減するため、次のような用具等を給付します。それぞれ条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。原則1割自己負担。非課税世帯は自己負担無し。

購入の前に申請が必要です。

特殊マット	頭部保護帽	電磁調理器
特殊便器	火災警報器	自動消火器

※手続きに必要なもの

①申請書 ②見積書 ③療育手帳

☆窓 口 健康福祉課 障害福祉係

4. 交通費助成・自動車関係

(1) 見附市福祉タクシー利用券の交付

在宅で療育手帳「A」の交付を受けている方にタクシー利用券（1冊30枚綴り）を交付しています。見附市内に本社・営業所があるタクシーを利用した場合に、料金の助成をいたします。（自動車税の減免を受けている方は除かせていただきます。）

※手続きに必要なもの

①申請書 ②療育手帳 ③印鑑

☆窓 口 健康福祉課 障害福祉係

(2) 高速（有料）道路の割引

療育手帳「A」の交付を受けている方が同乗している自動車で高速道路を利用した時に、高速料金が半額になります（一部利用できない有料道路もあります。）

ETCをご利用の方は、ETC割引と合わせて最大で半額になります。

●対象になる自動車

- ・家族所有（左記の方が自動車を所有していない時は、障害者本人を継続して日常的に介護している方が所有者）

・個人所有のもの（営業車及び商用車（バン、トラック等）は該当しません。）

※手続きに必要なもの

①申請書 ②療育手帳 ③車検証（電子車検証の場合、自動車検査証記録事項も必要）

＜ETC利用の場合＞

④ETCカード（20歳以上の方は本人名義のカード）

⑤車載器証明書（セットアップ証明書）

令和5年3月27日からオンラインでの申請が可能となりました。詳しくは「オンライン申請受付サイト」をご確認ください。

☆窓口 健康福祉課 障害福祉係

（3）新潟県おもいやり駐車場制度

療育手帳の交付を受けており、歩行に配慮が必要な方へ利用証を交付します。

ショッピングセンター等の障害者等用駐車スペースに駐車する際に、証書を提示することで適正にご利用いただけます。

※手続きに必要なもの

①申請書 ②療育手帳

代理の方が申請される場合は、身分証明書（運転免許証等）の提示が必要です。

☆窓口 健康福祉課 障害福祉係 又は 見附市教育委員会こども課

（4）駐車禁止除外指定車証票の交付

知的障害者が同乗している場合、駐車禁止除外指定車の証票を掲示することによって公安委員会が規制している駐車禁止場所および時間制限駐車区間に駐車できます。

●対象者

療育手帳「A」の交付を受けており、介護者の付き添いを必要とする方

※手続きに必要なもの

①住民票（障害者本人のものが記載され3か月以内のもの）②療育手帳③印鑑

障害者本人以外の方が代理申請する場合は、申請資格や必要書類がありますので下記窓口にて事前にお問い合わせください。

☆窓口 見附警察署 ☎63-0110

5. 公共料金等の助成

(1) JR・バス等の運賃の割引

療育手帳を提示することによって割引が受けられます。

詳細については、各窓口でご確認ください。

事業者によっても異なる場合があります。

交通機関	該当障害及び区分	割引率	手続き
JR 民間鉄道	A(1種) 本人・介護者	50% 普通乗車券 本人と介護者が一緒に乗車する場合 本人単独の場合は片道100kmを超える場合 急行券・回数券・定期券についても割引制度あり(制限あり)	窓口で照会 手帳の提示 申込書の記載等が必要です。
	B(2種) 本人のみ	50% 普通乗車券 片道100kmを超える場合 定期券についても割引制度あり (制限あり)	
航空	A・B共通 本人・介護者	割引率は航空会社により異なる 本人と介護者が一緒に乗車する場合 12歳未満は割引されません。	
旅客船	A(1種) 本人・介護者	50% 本人と介護者が一緒に乗車する場合	
	B(2種) 本人のみ	50%	
バス (見附市 デマンド 型乗合タ クシー含 む)	A(1種) 本人・介護者	50% 普通乗車券 高速バス含む 30% 定期乗車券 高速バス含む	手帳提示
	B(2種) 本人のみ 介護人は12歳未満またはAの場合に割引されることがあります。	※介護者はバス事業者が必要と認めた場合に割引されます。 ※12歳未満の学生定期は割引されません。	
タクシー	A・B共通	10%	手帳提示

(2) 携帯電話の割引

療育手帳をお持ちの方で携帯電話をご利用の方は、基本使用料等の割引を受けることができます。詳しくは下記各社窓口にお問い合わせください。

会社名	携帯電話からのお問い合わせ先	一般電話からのお問い合わせ先
NTTドコモ	局番なし 151 (無料)	0120-800-000 (無料)
au	局番なし 157 (無料)	0077-7-111 (無料)
ソフトバンクモバイル	局番なし 157 (無料)	0088-21-2000 (無料)

(3) NHK受信料の減免

全額免除・・・療育手帳の交付を受けている方を構成員に有する世帯で、
世帯員すべてが市町村民税非課税の場合

半額免除・・・療育手帳「A」の交付を受けている方が世帯主で契約者の場合。

※手続きに必要なもの

- ①療育手帳 ②印鑑

☆窓口 健康福祉課 障害福祉係

(4) 県立施設等入館料等の減免

県立自然科学館・歴史博物館・近代美術館・万代島美術館・ビッグスワンスタジアム・スワンフィールド・県立植物園鑑賞温室・県立紫雲寺記念公園屋内運動施設等の利用料が無料になります。窓口へ手帳を提示してください。

手帳種別	対象区分
A	本人 (介護者1人)
B	本人のみ

※他にも割引になる施設がありますので、詳しくは施設にお問い合わせください。

6. 手当・年金等の支給

(1) 特別児童扶養手当

在宅の20歳未満の重度または中度の心身障害児を監護している父もしくは母、または父母にかわって養育する方に支給されます。所得制限があります。

※手続きに必要なもの

- ①申請書 ②診断 (専用様式) ③戸籍謄本
④住民票の謄本(申請書にマイナンバーの記載があれば省略可) ⑤申請者の預金通帳
⑥療育手帳 (所持者のみ)

☆窓口 健康福祉課 障害福祉係

特別児童扶養手当		備考
1級	月額 58,450円	※新規申請時「A」方は診断書不要
2級	月額 38,930円	

※直近の判定又は再判定から2年以内に「A」判定を受けた場合に限る

(2) 障害児福祉手当

在宅で、20歳未満で重度の障害のため、日常生活において常に介護を必要とする児童に対して支給されます。所得制限があります。

●対象者

療育手帳「A」と同程度以上の重度障害児

月額	16,560円
----	---------

※手続きに必要なもの

- ①申請書 ②医師の診断書 (専用様式) ④本人の預金通帳 など

※詳しくはお問い合わせください。

☆窓口 健康福祉課 障害福祉係

(3) 特別障害者手当

在宅で、20歳以上で重度の障害のため、日常生活で常に介護を必要とする方に対して支給されます。所得制限があります。

●対象者

療育手帳「A」と同程度以上の重度障害者

月額 30,450円

※手続きに必要なもの

- ①申請書 ②診断書(専用様式) ③本人の預金通帳 ④年金振込通知書
- ⑥療育手帳 など ※詳細についてはお問い合わせください。

☆窓 口 健康福祉課 障害福祉係

(4) 障害基礎年金

20歳以上の知的障害者に対して支給されます。

医師の診断書(指定の様式)等が必要です。

☆窓 口 市民税務課 市民相談係 (要予約)

☎62-1700

障害基礎年金(年額)		備考
1級	約 1,059,125円	令8年4月現在の金額
2級	約 847,300円	

(5) 見附市在宅介護見舞金

●対象者

毎年4月1日を基準日として前年度1年間に半年以上在宅で次に該当する方を常時介護している方に対して、お見舞金を支給します。

[該当者] 療育手帳「A」の交付を受けている方

☆窓 口 健康福祉課 障害福祉係

受付は毎年5月末まで。

※肢体不自由1・2級との重複の場合は60,000円

年額 40,000円

(6) 在宅重度重複障害者介護者見舞金

●対象者

施設に入所することが困難な在宅の重度重複障害者を常時介護している方

※重度重複障害者…療育手帳「A」の交付を受けており、かつ下記の障害が2つ以上重複している人

視覚障害	1級・2級
聴覚障害	2級
肢体不自由	1級・2級
内部障害	1級

月額 20,000円

※所得制限があります

☆窓 口 長岡地域振興局 健康福祉環境部 地域福祉課

☎33-4937

長岡市沖田3-2711-1

(7) 介護用品購入費助成 ※旧紙おむつ券給付

在宅で常時紙おむつの使用が必要な方へ年額20,000円分の紙おむつ給付券を支給します。(10月以降の申請の場合、10,000円)

●対象者

障害児福祉手当、特別児童扶養手当1級の対象児童、特別障害者手当受給者

☆窓 口 健康福祉課 障害福祉係

(8) 訪問理美容サービス助成事業

在宅で心身の状態から理美容店へ出向くことが困難な療育手帳Aの方に対して、訪問による理美容サービスを受けたときに、その出張費用相当額を助成します。

1人につき当該年度上限6,000円(2,000円×3枚の利用券を交付)

●対象者 療育手帳「A」の交付を受けている方

※手続きに必要なもの 療育手帳 ☆窓口 健康福祉課 高齢福祉係

7. 税金の軽減

(1) 所得税、市・県民税

区分	控除対象者	所得控除額	
		所得税	県・市民税
障害者控除	中・軽度の知的障害の人「B」	27万円	26万円
特別障害者控除	重度の知的障害の人「A」	40万円	30万円
同居特別障害者控除	特別障害者(療育手帳「A」の人)と同居している人	75万円	53万円

☆窓口

市・県民税…市役所 市民税務課 民税係 ☎62-1700
所得税…三条税務署 ☎0256-32-6211
医療費控除等の詳しいことは、それぞれの窓口にお問い合わせください。

(2) 自動車税(種別割・環境性能割)・軽自動車税(種別割・環境性能割)

療育手帳「A」の交付を受けている方と生計を同一にする方が所有・運転し、通院・通学・通所のために週1回または月4回以上使用する自動車を購入する場合や利用する場合、税金が減免されます。

※手続きに必要なもの

- ①療育手帳
- ②車検証(電子車検証の場合、自動車検査証記録事項も必要)
- ③通院・通学等証明書
- ④同一生計証明書(健康福祉課 障害福祉係で発行)

☆窓口

自動車税(種別割) …長岡地域振興局 県税部 ☎38-2510
(※県税部は予約制です。事前に電話連絡をお願いします)
軽自動車税(種別割) …市役所 市民税務課 民税係 ☎62-1700
自動車取得税(環境性能割) …(財)長岡自動車協会 ☎22-1134

(3) 預貯金等の利子の非課税

療育手帳を交付されている方は、一定の限度まで預貯金等が非課税扱いになります。療育手帳を金融機関の窓口にて提示して、手続きをしてください。

(4) その他の税の減免

事業税、贈与税、相続税についても特別措置があります。詳細は税務署へお問い合わせください。

8. 手をつなぐ育成会

知的障害等のある人とその家族が安心して暮らせる社会をめざして、保護者と市民で活動しています。子どもたちの豊かな未来に向けて福祉の充実や社会参加の促進、余暇活動充実のために自主的に活動しています。

共通の悩み、願いを持つたくさんの方々の入会を望んでいます。

代表者	事務局・入会申込先
金安 志津子	TEL：090-2443-4309（育成会専用）

9. 知的障害者相談員

知的障害児（者）や家族の相談にのり、必要な援助を行います。

市内の相談員は下記の方です。

名 前	住 所	電 話
廣川 広美	見附市南本町1-9-12	63-3158

10. 心身障害者扶養共済制度

障害児（者）を扶養している保護者が加入者となり、加入者が死亡または重度障害の状態になったとき、障害者本人に終身年金が支給されます。（最高2口まで）

●加入資格

65歳未満で特に病気や障害がなく、知的障害児（者）を養育・保護する方

●掛 金

加入者の加入時の年齢等によって金額が違います。

平成20年4月改正

加入者（保護者）の年齢区分＜加入時＞	掛 金 （一口あたり）
35歳未満	月額 9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

※加入世帯の所得により掛金が減額になる場合があります。

なお、一口目の掛金は、市が半額助成しています。

●年金額

加入口数	1 口	2 口
月 額	20,000円	40,000円

●弔慰金

知的障害児（者）が加入者の生存中に死亡したときに支給されます。


☆窓 口 健康福祉課 障害福祉係

11. ヘルプカード

ヘルプカードとは、「あなたの支援が必要です」を伝えるカードです。障害がある人が持ち歩くことにより、災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたいときにヘルプカードを使い、手助けを求めることができます。

あなたの支援が必要です。

ヘルプカード




わたくしが抱えていること
お願ひしたいこと

新潟県見附市

あなたの支援が必要です。

ヘルプカード



わたくしが抱えていること
お願ひしたいこと

<p>私の新築</p> <p>名前</p> <p>住所</p> <p>生年月日 年 月 日</p>	<p>私の医療管理</p> <p>かかりつけの病院 電話</p> <p>かかりつけの薬局 電話</p> <p>緊急時 要する 本人の氏名</p>
<p>緊急連絡先</p> <p>名前 本人の氏名 電話番号</p> <p>名前 本人の氏名 電話番号</p>	<p>私がお願ひしたいこと 困っていること</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 150px; margin: 5px auto;"></div>

カードの種類は2つあります。
ご自分が使いやすい方を、お使いください。

- 健康福祉課障害福祉係の窓口にて申請書の配布及び受付をしています。また申請用紙は見附市ホームページからもダウンロードができます。
- 郵送で申請の場合は見附市健康福祉課 障害福祉係に直接郵送してください。
注) 郵送の場合は別途切手代が必要です。
- 窓口にて受付された方には、その場でヘルプカードをお渡し致します。郵送で申請された方には、後日郵送します。

☆窓 口 健康福祉課 障害福祉係

届出が必要な場合	お持ちいただくもの
○ 氏名や住所、保護者が変わった	・手帳
○ 手帳を紛失した	・顔写真1枚（たて4cm、よこ3cm）
○ 手帳を破損した	・破損した手帳 ・顔写真1枚（たて4cm、よこ3cm）
○ 手帳の写真を交換したい	・手帳 ・顔写真1枚（たて4cm、よこ3cm）
○ 死亡した	・手帳（返還してもらいます）

届出先 見附市健康福祉課 障害福祉係

電話：0258-61-1380

Fax：0258-62-7052

<相談機関>

- 見附市健康福祉課 障害福祉係（保健福祉センター内）
☎0258-61-1380 Fax0258-62-7052
月～金（祝日・年末年始を除く）
8：30～17：15
- 障がい者支援センターあさひ
見附市学校町1-16-15（ネーブルみつけ内）
☎090-1695-1350 Fax0258-32-5885
月～金（祝日・年末年始を除く）
9：00～17：00
- 相談支援事業所すきっぷ
見附市本町2-3-7
☎0258-62-2181 Fax0258-62-7581
月～金（祝日・年末年始を除く）
9：00～17：00
- 障害者相談支援センターえがお
見附市熱田町字新屋166-1（みつけワークス内）
☎080-8728-6338 Fax0258-62-7666
月～金（祝日・年末年始を除く）
9：00～17：00
- 相談支援事業所りんくるー
見附市今町1-5-26
☎090-5213-6397 Fax0258-84-7998
月～金（祝日・年末年始を除く）
9：00～17：00

